

# 有害規制物質リスト

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備考
				RoHS	化審	POPs	労安	リソソ	
A1-01	カドミウム及びその化合物		100ppm以下 (100ppm以下)注記3	○					注記2
A1-02	六価クロム化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-03	鉛及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-04	水銀及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-05	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	臭素系難燃剤	1000ppm 以下	○					〃
A1-06	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	臭素系難燃剤	1000ppm以下	○					〃
A1-07	フタル酸ビス(DEHP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-08	フタル酸ジブチル(DBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-09	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A2-01	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)		使用の原則禁止		○	○20			
A2-02	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)		使用の原則禁止		○	○21			
A2-03	ヘキサクロロベンゼン(HCB)		使用の原則禁止		○	○14			
A2-04	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-1, 4-エポキシ-5, 8-ジメタナフルレン	アルトリン	使用の原則禁止		○	○01			
A2-05	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-1, 4-エポキシ-5, 8-ジメタナフルレン	テイルトリン	使用の原則禁止		○	○06			
A2-06	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-1, 4-エポキシ-5, 8-ジメタナフルレン	イントリン	使用の原則禁止		○	○08			
A2-07	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	DDT	使用の原則禁止		○				
A2-08	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インテン-1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インテン及びこれらの類縁化合物の混合物	クロルデン又はヘプタクロル	使用の原則禁止		○	○04 ○09			
A2-09	ビス(トリブチルスズ)ジキシル		使用の原則禁止		○				
A2-10	N, N'-ジブチル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシル-パラフェニレンジアミン		使用の原則禁止		○				
A2-11	2, 4, 6-トリタリブチルフェノール		使用の原則禁止		○				
A2-12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチルペンチン[2. 2. 1]ヘプタン	トキサフェン	使用の原則禁止		○	○24			
A2-13	トデカクロロヘキサクロ[5. 3. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン	マイルックス	使用の原則禁止		○	○17			
A2-14	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	ジコル又はケルゼン	使用の原則禁止		○	○27			

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備考
				RoHS	化審	POPs	労安	リソソ	
A2-15	ハキクロロフター-1,3-ジエン	ハキクロロフタージエン	使用の原則禁止		○	○15			
A2-16	2-(2H-1,2,3-ヘキサトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール		使用の原則禁止		○				
A2-17	ヘキサフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)又はその塩	PFOS	使用の原則禁止		○				
A2-18	ヘキサフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオロ	PFOSF	使用の原則禁止		○				
A2-19	ペンタクロロベンゼン(PeCB)		使用の原則禁止		○	○18			
A2-20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○02			
A2-21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○03			
A2-22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデレン	使用の原則禁止		○	○16			
A2-23	テトラクロロペンタクロロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカリン-5-オン	クロルテンロン	使用の原則禁止		○	○05			
A2-24	ヘキサクロロビフェニル		使用の原則禁止		○	○10			
A2-25	テトラクロロ(フェニル)ベンゼン	テトラクロロフェニルエテル	使用の原則禁止		○	○22			
A2-26	ペンタクロロ(フェニル)ベンゼン	ペンタクロロフェニルエテル	使用の原則禁止		○	○23			
A2-27	ヘキサクロロ(フェニル)ベンゼン	ヘキサクロロフェニルエテル	使用の原則禁止		○	○12			
A2-28	ヘプタクロロ(フェニル)ベンゼン	ヘプタクロロフェニルエテル	使用の原則禁止		○	○13			
A2-29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ヘキサジメチルシクロペンタ-3-ジエン	エンドスルファン又はヘキサヒン	使用の原則禁止		○	○07			
A2-30	ヘキサクロロシクロデカン		使用の原則禁止		○	○11			
A2-31	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類		使用の原則禁止		○	○19			
A2-32	ポリ塩化直鎖ヘptaリン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48%を超えるものに限る。)	短鎖塩素化ヘptaリン(SCCP)	使用の原則禁止		○	○26			
A2-33	1-1-ヘキサヒン(2・3・4・5・6-ヘキサクロロベンゼン)	テトラクロロフェニルエテル	使用の原則禁止		○	○25			
A2-34	ヘキサフルオロオクタノ酸(PFOA)とその塩及び関連物質	PFOA	使用の原則禁止		○	○28			注記7
A3-01	黄りんマツチ		製造禁止				○		法第55条、令第16条
A3-02	ヘキサジジン及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-03	四-アミノフェニル及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-04	アスベスト(石綿)類		製造禁止(0.1%以下) 分析、調査用途は除外				○		〃
A3-05	四-ニトロフェニル及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-06	ビス(クロロメチル)エテル		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-07	β-ナフチルアミン及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-08	ベンゼンを含有するゴムのみ		製造禁止(5%以下)				○		〃
A3-09	シクロヘキサジジン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		法第56条、令第17条
A3-10	α-ナフチルアミン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-11	塩素化ビフェニル(別名PCB)		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-12	カルトトリジン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-13	ジアニジン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-14	ヘリウム及びその化合物		製造許可(1%以下) 合金(3%以下)				○		〃

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備考
				RoHS	化審	POPs	労安	カトン	
A3-15	ハソツトリカソト		製造許可(0.5%以下)				○		〃
A4-01	特定ソソ(CFC)	議定書附属書A グルソ I	使用の原則禁止					○	注記4
A4-02	特定ソソ	議定書附属書A グルソ II	使用の原則禁止					○	〃
A4-03	その他CFC	議定書附属書B グルソ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-04	四塩化炭素	議定書附属書B グルソ II	使用の原則禁止					○	〃
A4-05	1, 1, 1-トリカソエソ(メソカソルム)	議定書附属書B グルソ III	使用の原則禁止					○	〃
A4-06	HCFC	議定書附属書C グルソ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-07	HBFC	議定書附属書C グルソ II	使用の原則禁止					○	〃
A4-08	ソソカソメソ	議定書附属書C グルソ III	使用の原則禁止					○	〃
A4-09	臭化メソ	議定書附属書E グルソ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-10	HFC	議定書附属書F グルソ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-11	トリカソメソ	議定書附属書F グルソ II	使用の原則禁止					○	〃
A5-01	弊社顧客が要求する使用禁止物質(注記5)								
B1-01	chemSHERPA管理対象物質(注記6)								
規制要求事項									
RoHS	EU RoHS 指令								
化審	化審法(第一種特定化学物質)								
POPs	POPs条約 附属書A該当物質								
労安	労働安全衛生法								
カトン	モソソール議定書(カトン層保護法)								
注意事項									
注記1	規制要求事項の規制物質及び規制内容(規制値)等は、制定又は改訂時の内容のため、最新の要求事項と異なる場合があります。								
注記2	EU RoHS 適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。								
注記3	梱包資材の場合、4物質(カソシム、六価カソ、鉛、水銀及びこれらの化合物)の総量として重量比:100ppmを含有濃度の閾値とします。								
注記4	製造工程等での使用を禁止します。								
注記5	chemSHERPA(ケムシエルパ)データ作成支援ツールによる含有量報告により、弊社で確認し、顧客へ報告します。								
注記6	chemSHERPA(ケムシエルパ)データ作成支援ツールによる含有量の報告をお願い致します。								
注記7	POPs 適用除外規制が5年間有効になります。含有が確認された場合、最新情報をご確認ください。								
改訂履歴									
19/02/28	ver-01 制定								
21/05/20	ver-02 化審法、POPs改訂情報による物質追加								